

徳島県大規模災害時建設企業利子等補給補助金 交付申請受付について

はじめに

大規模な災害が発生し、県内に生活機能や社会維持機能が損なわれる甚大な被害があった場合に、支援の必要があると認められたものについては、県が発注する道路啓開や応急復旧活動等（以下「応急工事等」という。）を受注した建設企業（以下「対象企業」という。）が、応急工事等の着手後に、新たに事業継続に必要な資金として借り入れた融資に支払う利子等の経費について、予算の範囲内で対象企業に利子・保証料を補給する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとしております。

その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。）に定めるもののほか、徳島県大規模災害時建設企業利子等補給補助金交付要綱要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによるものとし、交付申請の受付方法を以下に示します。

要綱に定める対象企業で、補助金の交付を希望する方は、要綱に定める所定の様式を各受付窓口へ提出してください。

【受付窓口】

県内企業：各庁舎

県外企業：建設管理課

補助金交付の流れは別記フロー図を御参照ください。審査は、各庁舎で受け付けたものも含め、すべて建設管理課で行います。

-
- 1 申請期間** 各年度4月1日から翌年3月10日まで
（土・日・祝日・年末年始を除く。3月10日が土・日・祝日の場合は、直前の平日までとする。）
受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで
（正午から午後1時までの間を除く。）
 - 2 申請場所** 所轄の総合県民局県土整備部（阿南、那賀、美馬、三好各庁舎は企画担当、美波庁舎は企画・用地担当）又は東部県土整備局（徳島庁舎は契約・指導担当、吉野川庁舎は総務担当、鳴門総合サービスセンター）
 - 3 申請方法** 持参に限る。
 - 4 申請書類** 以下より様式をダウンロードしてください。
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5025381/>

5 問い合わせ先

徳島県 県土整備部 建設管理課 振興指導担当 電話088-621-2623・2523
（〒770-8570 徳島市万代町1-1）

各総合県民局 県土整備部 又は 東部県土整備局

【各庁舎連絡先】		
徳島庁舎（契約・指導担当）		088-653-8849
鳴門総合サービスセンター		088-684-4620
吉野川庁舎（総務担当）		0883-26-3713
阿南庁舎（企画担当）		0884-24-4212
那賀庁舎（企画担当）		0884-62-0069
美波庁舎（企画・用地担当）		0884-74-7435
美馬庁舎（企画担当）		0883-53-2213
三好庁舎（企画担当）		0883-76-0605

補助金交付の流れ

